

第4期

岩美町地域福祉計画

令和2～6年度



岩 美 町

令和2年3月

目次

第 1 章	計画策定にあたって		
	1 計画策定の趣旨	—	P.1
	2 計画に係る法令の根拠	—	P.2
	3 他計画との関連	—	P.2
第 2 章	岩美町の現状と第 3 期の取組状況		
	1 岩美町の現状	—	P.5
	2 第 3 期地域福祉計画（平成 27～令和元年度）の取組状況	—	P.12
	3 アンケート調査から見る町民の意識	—	P.17
第 3 章	計画の考え方		
	1 計画の基本理念	—	P.20
	2 計画の基本目標	—	P.21
	3 計画の体系	—	P.22
第 4 章	具体的な取組み		
	基本目標 1	地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
	1. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項	—	P.24
	2. 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	—	P.24
	3. 制度の狭間の課題への対応の在り方	—	P.24
	4. 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	—	P.25
	5. 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	—	P.25
	6. 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	—	P.25
	7. 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	—	P.26
	8. 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	—	P.26
	9. 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	—	P.26
	10. 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	—	P.27

11. 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等 への社会復帰支援の在り方	—	P.28
12. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	—	P.28
13. 地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同 募金等の取組の推進	—	P.28
14. 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくた めの補助事業等を有効に活用した連携体制	—	P.28
15. 全庁的な体制整備	—	P.29

基本目標 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

1. 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体 制の整備	—	P.30
2. 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができ るための仕組みの確立	—	P.30
3. サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適 切なサービス選択の確保	—	P.31
4. 利用者の権利擁護	—	P.32
5. 避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の 推進方策	—	P.32

基本目標 3 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する 事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福 祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこ れらと公的サービスの連携による公私協働	—	P.34
--	---	------

基本目標 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

1. 地域住民、ボランティア団体、N P O等の社会福祉活動 への支援	—	P.35
2. 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の 向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	—	P.35
3. 地域福祉を推進する人材の養成	—	P.36

基本目標 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

1. 町内において、地域住民等が主体的に地域生活課題を 把握し解決を試みることができる環境の整備	—	P.37
2. 町内において、地域生活課題に関する相談を包括的に 受け止める体制の整備	—	P.38
3. 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援 体制の構築	—	P.39

重点項目の設定	—	P.41
----------------	---	------

第5章 計画の推進

- 1. 計画の推進と評価 — P.44
- 2. 計画の周知 — P.44

資料編 策定計画、アンケート調査、策定委員名簿等 — P.45



“地域福祉”ってなんだろう？

“地域福祉”とは、日常生活に関わるさまざまな問題や課題を、「高齢者」「障がいのある人」「子ども」などといった対象者ごとに考えるのではなく、住民の日常生活の場である「地域」の問題として、住民が主体となって、行政や福祉・保健・医療等の専門機関と力を合わせ、連携・協働して解決や改善に向けて取り組み、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと、健康で安全・安心に暮らし続けることができるような社会」を築いていくことです。

● 「障がい」の表記について

岩美町では、障がいのある方の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、原則「障害」を「障がい」と表記することとしています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国勢調査による本町の人口は、昭和25年の20,519人をピークに減少が続き、平成27年には11,485人となりました。

総人口が減少する中で高齢者人口は増加が続き、平成30年に高齢化率は34.1%に達しておりますが、15歳未満の年少人口比率は11.3%まで減少しており、少子高齢化が顕著であります。また、併せて、核家族化の進展により、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯は増加しており、今後この傾向が続く見込みであります。

このような中、要介護者の増加や社会的孤立、これらが重なった8050問題、児童虐待や子どもの貧困、災害時における避難支援等の新たな問題、あるいはこれらの問題が複合化した課題が顕在化しております。

これらの課題に対応するには、介護サービス、障害福祉サービス及び生活保護制度等の公的なサービスや支援制度の役割はますます重要となっており、それぞれの課題を世帯の課題としてとらえ、複合的に支援をしていく必要があります。

また、少子高齢化・人口減少や核家族化の進展とともに、個人の価値観の多様化等により、地域や家庭といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。

暮らしにおける人と人のつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースがあります。

このため、暮らしにおける人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることが出来るような社会としていくことが求められています。

人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、福祉、医療、保健等の専門分野が連携して複合的な支援を実施するとともに、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、第4期地域福祉計画（以下「本計画」）を策定するものです。

2. 計画に係る法令の根拠

市町村地域福祉計画の策定は、社会福祉法（以下「法」）第107条の規定により、同条に定められた事項を一体的に定めるよう努めることとされています。

本計画は、法第107条に定められた事項について、国のガイドラインを参考にしながら策定するものとします。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（5）前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3. 他計画との関連

（1）総合計画及び福祉関係の個別計画との関係

本計画は、第10次岩美町総合計画における「みんなで支え合い 健康で安心して暮らせるまち」の実現に向け、個別計画として策定されている「岩美町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「岩美町障がい者計画・障がい福祉計画」、「岩美町子ども・子育て支援事業計画」、「福祉のまちづくり計画」の上位計画として位置付け、これら福祉関係の個別計画に基づく施策を横断的に繋ぐとともに当該施策を展開するための

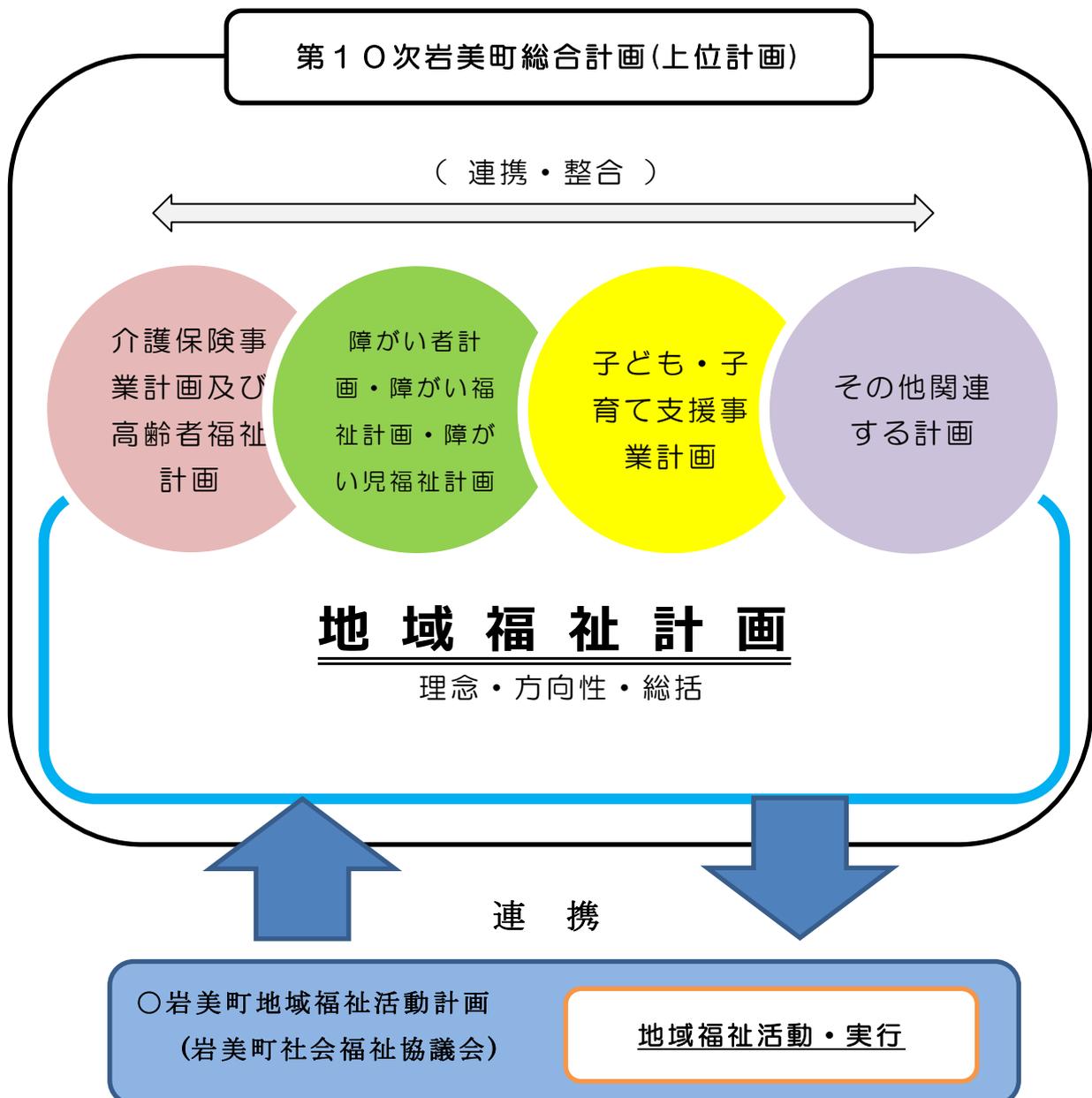
地域の基盤づくりを目指します。

また、本計画に盛り込むべき事項が各個別計画に記載されている場合には、その全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなし、既存計画を優先することとします。

(2) 地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が策定するもので、地域住民や地域福祉団体等が実践する地域福祉活動のあり方を定める計画です。地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と車の両輪にある計画です。

◆福祉計画と関連計画の関係◆



(3) 計画の期間

本計画は、令和2～6年度までの5年間を計画期間とし、3年目（令和4年度）に点検を行います。また、他計画との調整等が必要であれば、計画を見直します。

	R1	R2	R3	R4	R5
第4期地域福祉計画	→			3年目	→
				※見直し	～R6
介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	→		→		
					～R5
障がい者計画・ (上段)	→				
					～R5
障がい福祉計画・障 がい児福祉計画 (下段)	→			→	
					～R5
福祉のまちづくり 計画	→				
	H12～				期間なし
子ども・子育て 支援事業計画	→			→	
			5年計画		～R6
地域福祉活動計画 (岩美町 社会福祉協議会)	→			→	
	H29～				～R8

※障がい者計画(9年間の計画で、3年ごとに見直し)、障がい福祉計画・障がい児福祉計画(3年)

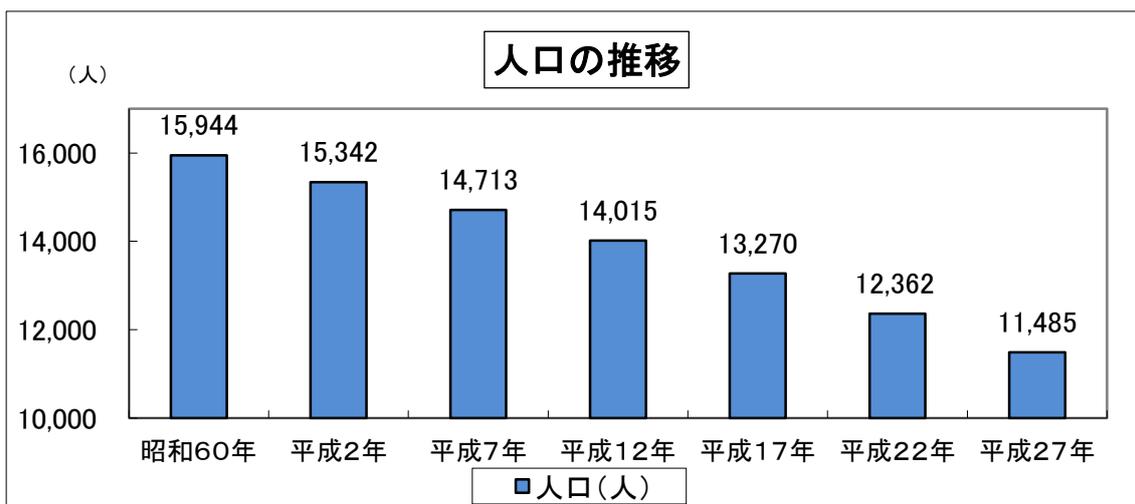
第2章 岩美町の現状と第3期の取組状況

1 岩美町の現状

(1) 人口の推移

本町の人口は減少が続いており、昭和60年の15,944人に対して、平成27年は11,485人となっており、30年間で4,459人の減少となっています。今後も人口減少が続くと推測されます。

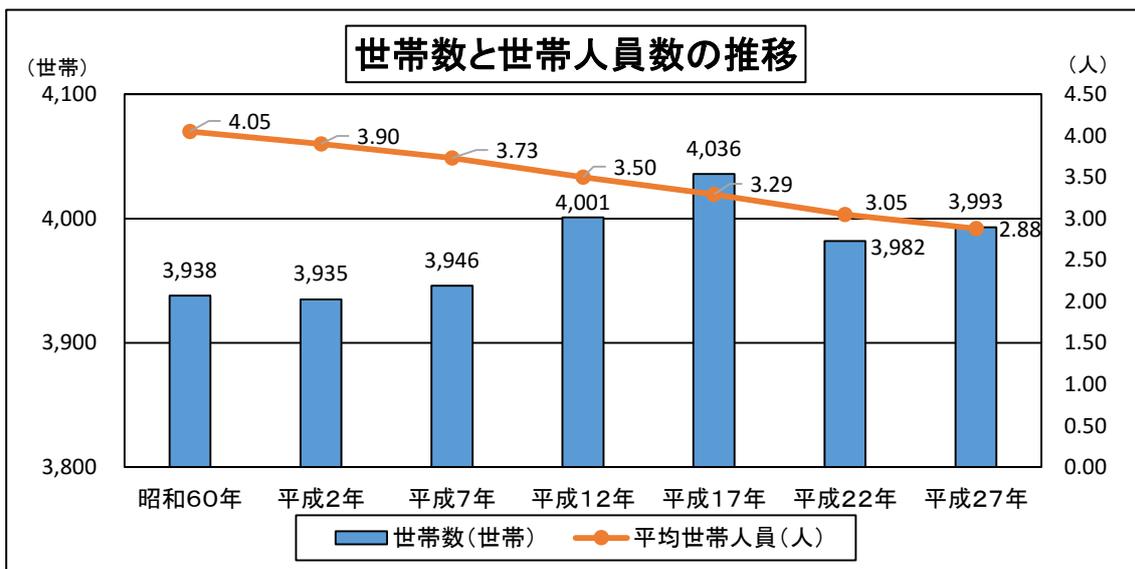
※令和元年12月31日現在の人口は、11,460人でした。



(資料：国勢調査)

(2) 世帯数と世帯人員数の推移

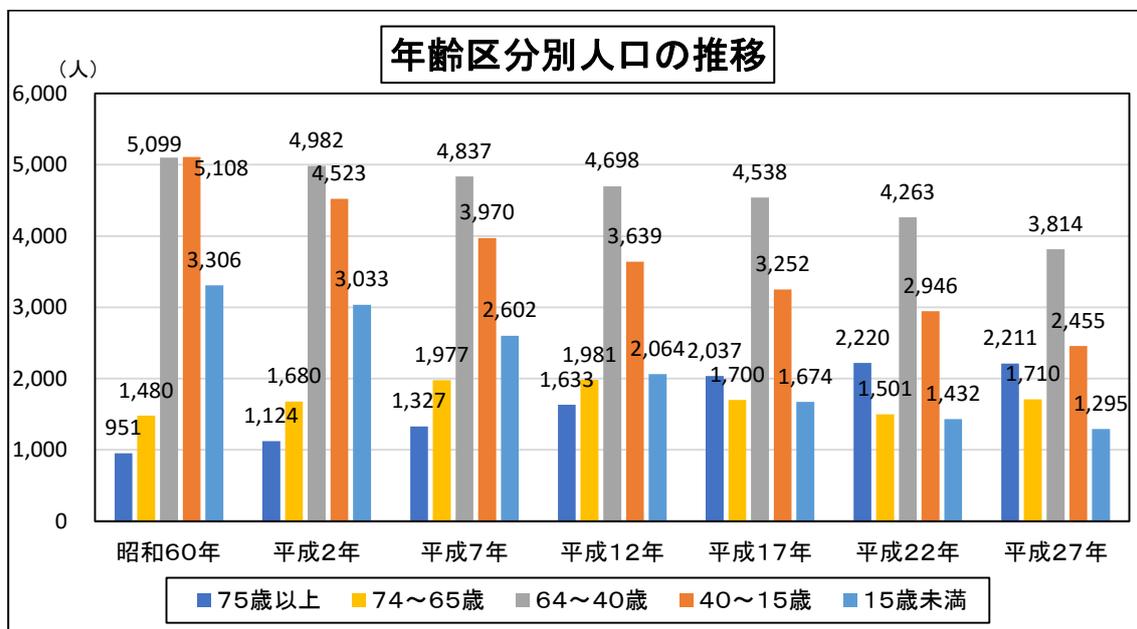
人口減少に対して、世帯数は減少せず4,000世帯前後で推移しており、核家族化の進展により平均世帯人員数が減少して、平成27年は2.88人となっています。



(資料：国勢調査)

(3) 年齢区分別人口の推移

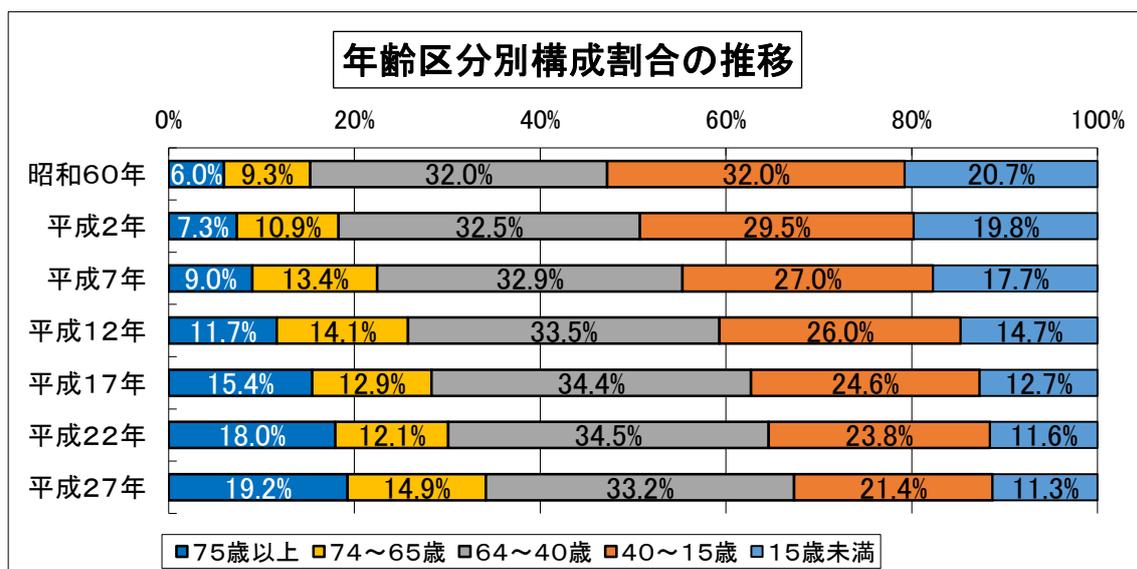
少子高齢化が進行しており、昭和60年から平成27年の年齢区分別人口の増減は、総人口4,459人の減少に対して、65歳以上の人口は1,490人増加しており、64歳までの人口は5,949人減少しています。



(資料：国勢調査)

(4) 年齢区分別構成割合の推移

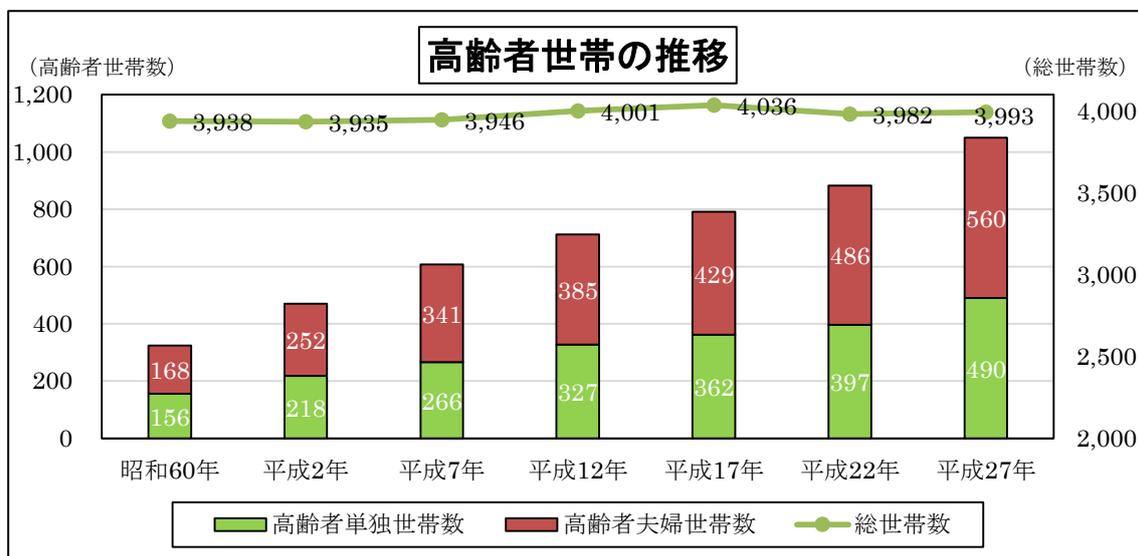
総人口に占める65歳以上人口の割合は、昭和60年の15.3%から、平成27年には34.1%に増加しており、15歳未満の年少人口の割合は20.7%から11.3%に減少となり、少子高齢化が急速に進んでいます。



(資料：国勢調査)

(5) 高齢者世帯数の推移

高齢者単独世帯数・高齢者夫婦世帯数(※)は、昭和60年は324世帯で総世帯の8.2%でしたが、平成27年には1,050世帯で26.3%となり、4世帯に1世帯以上が高齢者のみの世帯となっています。今後もこの増加傾向が続くことが見込まれます。

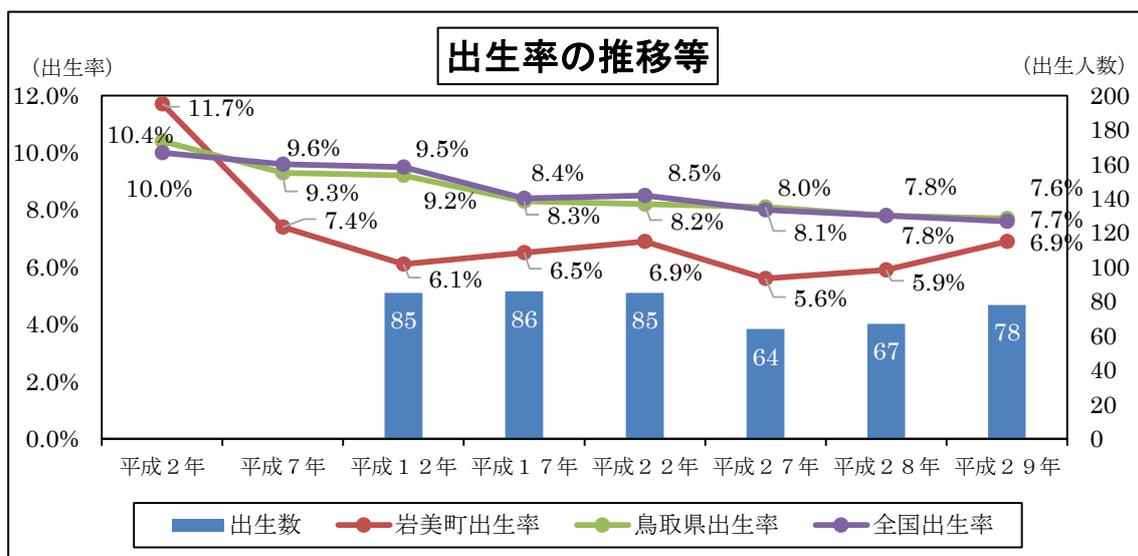


(資料：国勢調査)

(※) 高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の世帯

(6) 出生率等の推移

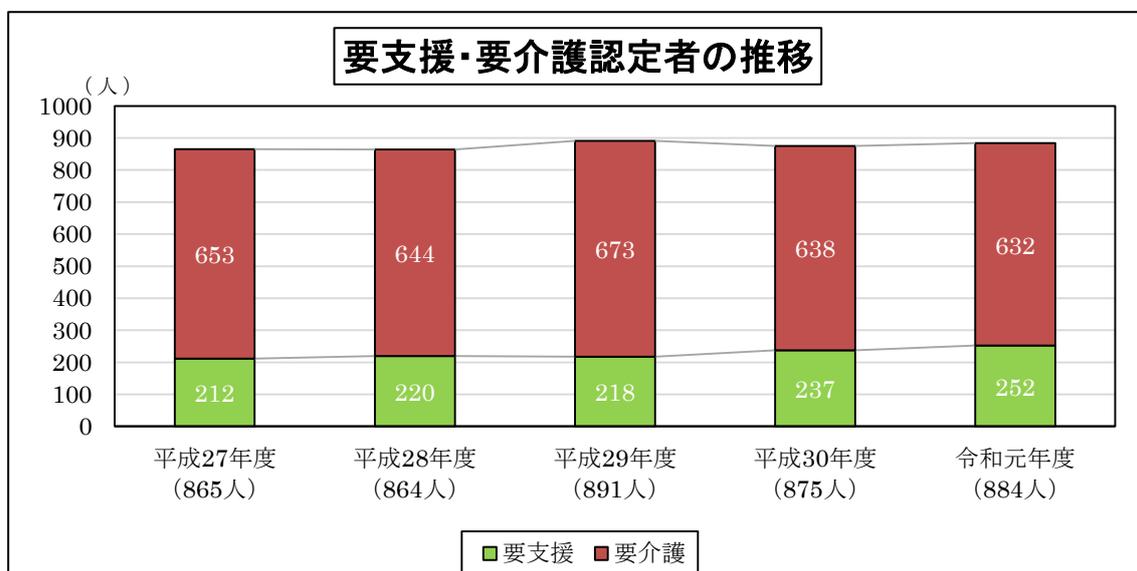
本町の出生率は、平成7年に7.4%となった以降は全国・県の数値を下回って推移しています。出生数も減少傾向にありますが、平成27年以降は、子育て世帯の転入が多かったため、やや増加しています。



(資料：人口動態調査)

(7) 要支援・要介護認定者数の推移

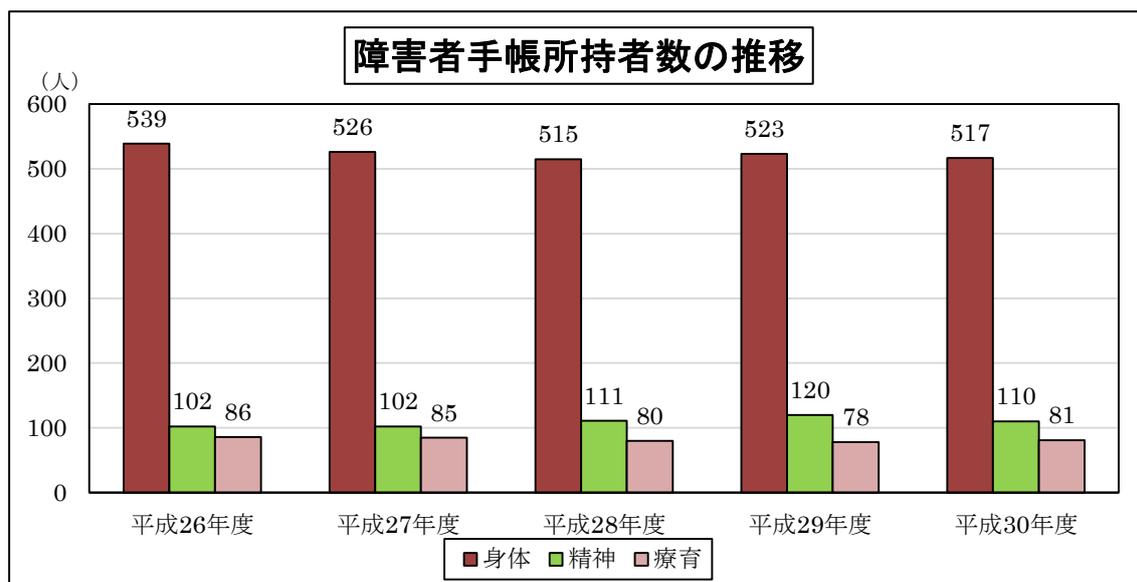
要支援・要介護認定者の全体数は増加傾向にありますが、平成30年度は875人となり一旦減少しました。令和元年度は884人となり、再び増加に転じています。要支援認定者数は増加し、要介護認定者数は減少の傾向にあります。



(資料：庁内資料)

(8) 障害者手帳所持者数の推移

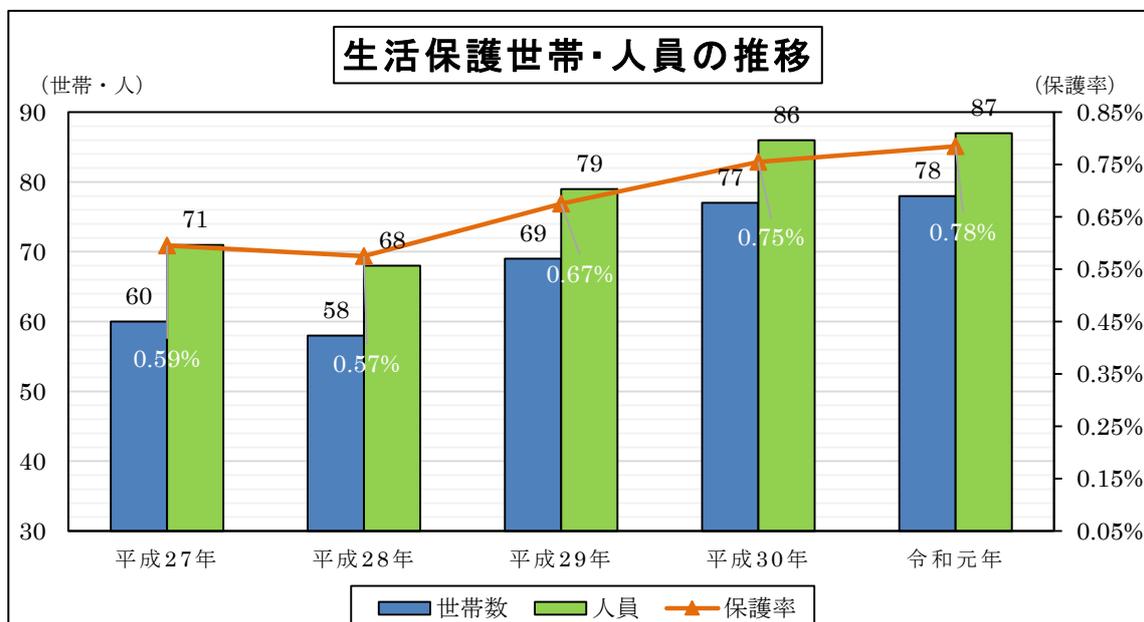
平成30年度の身体障害者手帳所持者数は517人、療育手帳所持者数は81人でやや減少傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数は110人で増加傾向にありますが、平成30年度は前年度を下回っています。



(資料：庁内資料)

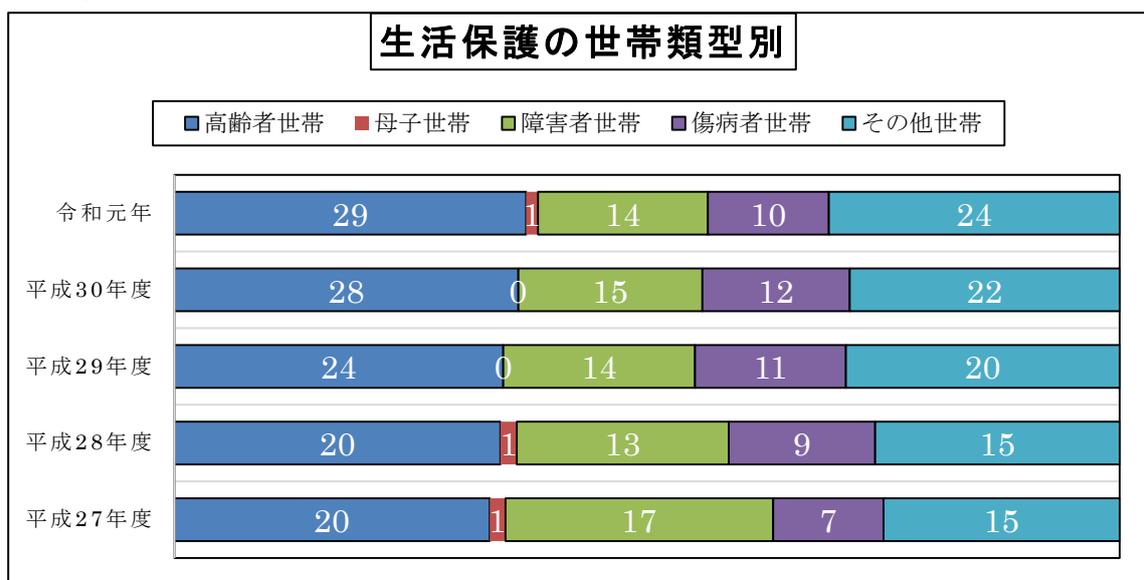
(9) 生活保護世帯・人員の推移

令和元年度の生活保護世帯数は78世帯87人で、保護率は0.78%となっています。景気回復の兆しはあるものの低迷は続き、平成29年度以降に生活保護世帯数・人員が大きく増加しています。



(資料：庁内資料)

生活保護世帯を世帯類型別に見ると、高齢者の増加により高齢者世帯とその他世帯(※)が増加しています。母子世帯は1世帯となっています。

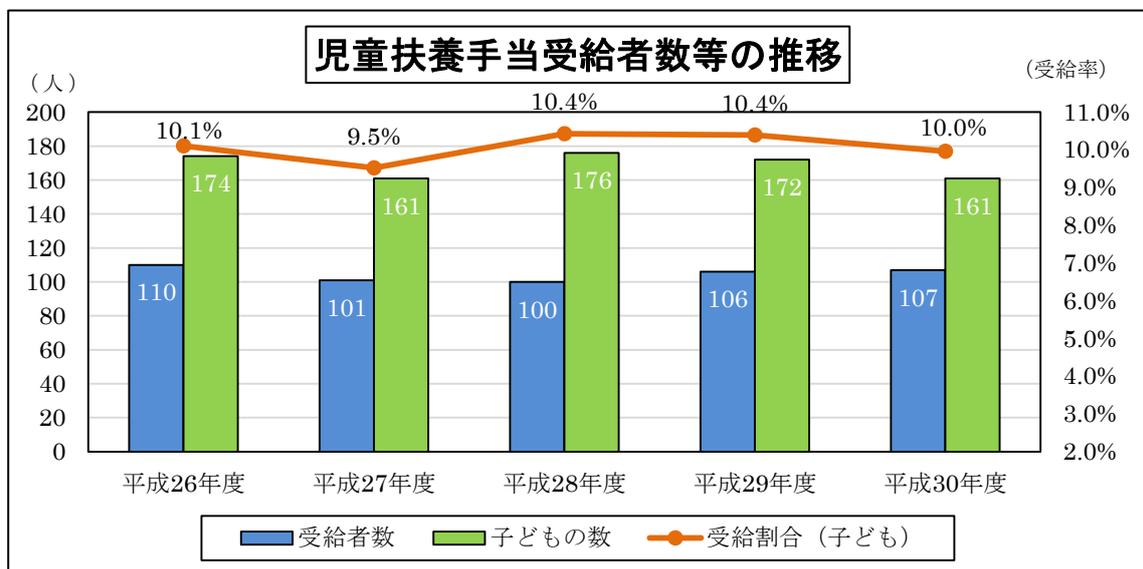


(資料：庁内資料)

(※) その他世帯とは、高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯、傷病世帯のいずれにも該当しない世帯

(10) 児童扶養手当受給者数等の推移

児童扶養手当受給者（養育者）数は、約100人で大きな変動はありません。児童扶養手当の対象となる子どもの割合は、18歳以下の子どもの総数の約10%前後となっています。

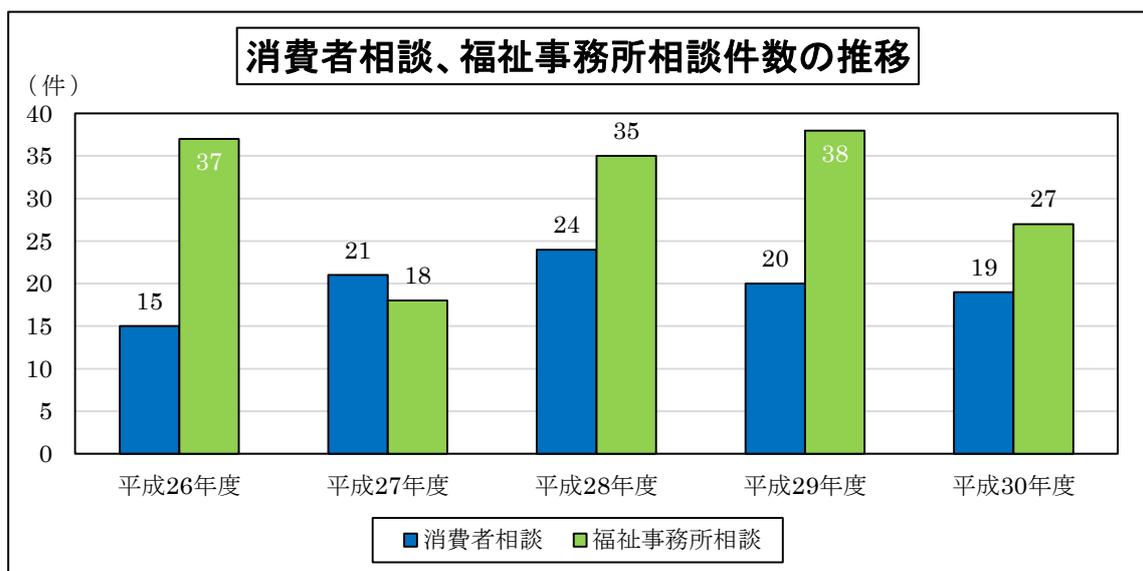


(資料：庁内資料)

(11) 消費者相談、福祉事務所相談件数の推移

消費者相談は、1年間あたり20件前後で大きな変動はありません。

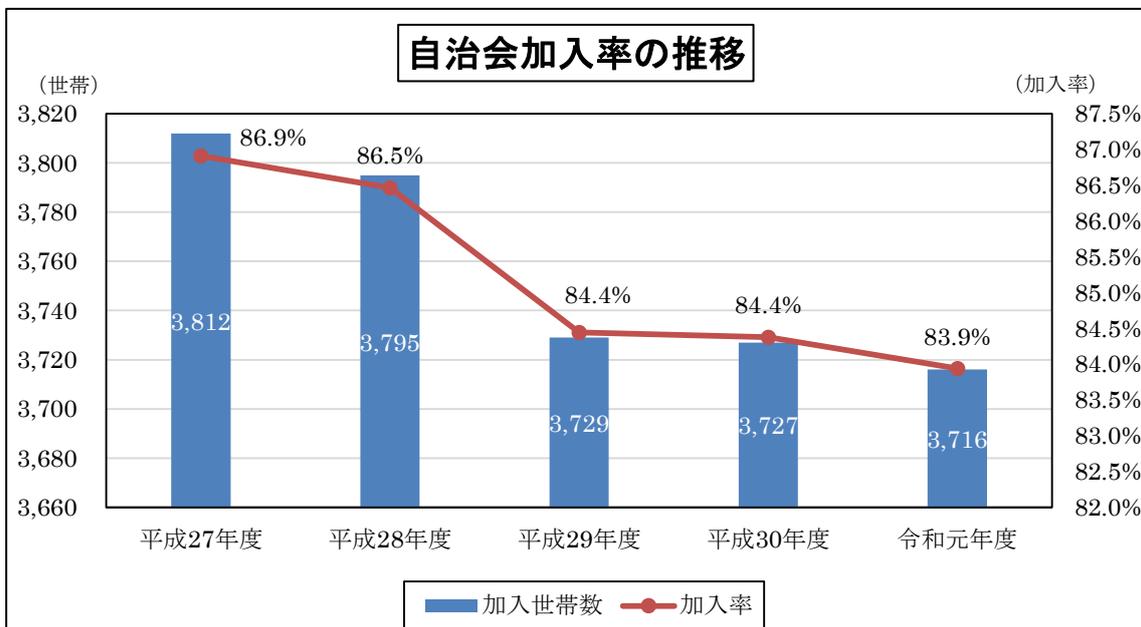
福祉事務所相談件数は、平成27年度から岩美町社会福祉協議会で生活困窮者自立支援事業による相談業務等を開始したため、18件に減少したが、平成28年度以降は生活保護等の相談が増えたため、再び大きく増加しています。



(資料：庁内資料)

(12) 自治会加入率の推移

令和元年度の自治会への加入世帯数は3,716世帯で、加入率は83.9%です。集合住宅の増加やライフスタイルの変化等により、加入世帯数、加入率ともに減少傾向にあります。

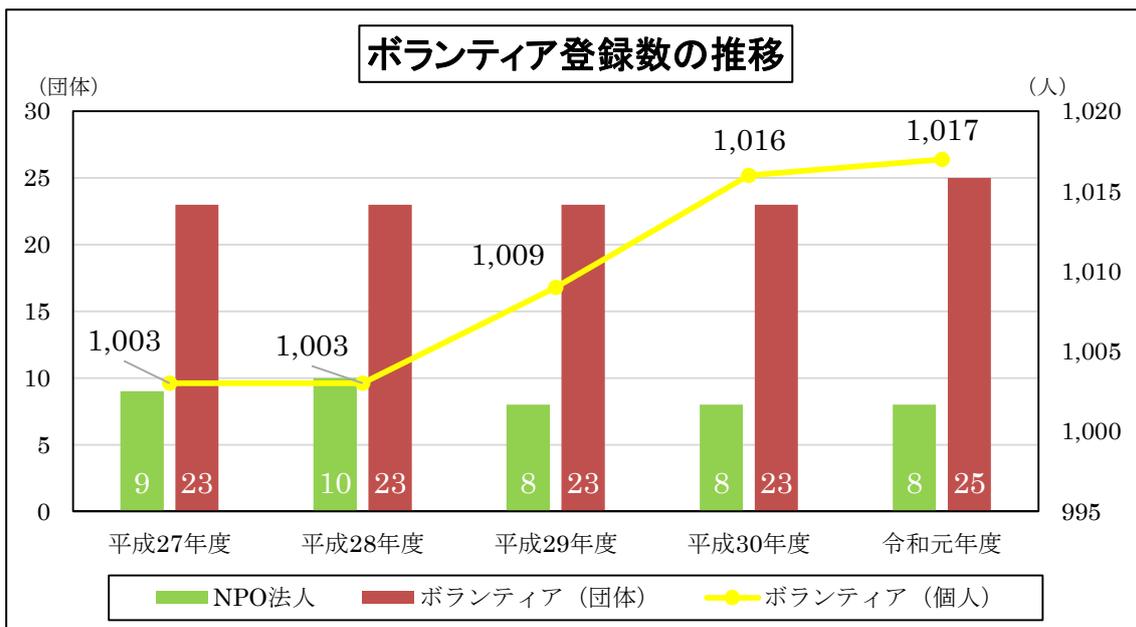


(資料：庁内資料)

(13) ボランティア登録数の推移

ボランティア登録数は、令和元年度はNPO法人8団体、ボランティア団体25団体、ボランティア個人1,017人となっています。

NPO法人、ボランティア団体については大きな変動はありませんが、ボランティア個人はやや増加しています。



(資料：庁内資料、岩美町社会福祉協議会資料)

2 第3期地域福祉計画（平成27～令和元年度）の取組状況

第3期地域福祉計画（以下「第3期計画」）における重点項目の取組状況

○地域における福祉サービスの適切な利用の推進

取組の方向と主な目標		実施状況等	新規 継続
相談体制の充実（重点）			
福祉事務所	生活保護業務において、市内、地域等の関係機関との連携による支援のネットワークづくり及び情報収集	民生児童委員定例会及び研修会への福祉事務所の参加	新規 H28
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職と関係機関の連携による相談体制の充実 ・ 事例検討会による地域の実状把握 	町内の医療、福祉関係機関によるケア会議の開催	継続
子育て支援センター	相談窓口の充実及び関係機関との連携による支援のネットワーク強化	平成28年度に子育て世代包括支援センターを同センター内に設置(H30～岩美ふれ愛センター内に移転)し、助産師を配置して妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制等の充実を図った。	新規 H28
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生児童委員制度の理解を促進するための広報活動（認知度50%以上） ・ 民生児童委員協議会の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等による民生児童委員制度の周知 ・ 民生児童委員協議会の事務局を福祉課に設置 ・ 民生児童委員協議会活動費補助金の交付 	継続
身体、知的障害者相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体、知的障害者相談員制度の周知 ・ 相談員に対する研修参 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等による身体、知的障害者相談員の周知 	継続

	加への支援	・身体、知的障害者相談員による相談会の開催	新規 R1
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の理解を促進するための広報活動（認知度 50%以上） ・総合相談・生活支援体制の構築 ・日常生活自立支援事業の推進 ・生活困窮者自立相談支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会だより発行にかかる補助金の交付 ・生活支援体制整備事業の実施 ・日常生活自立支援事業の実施 ・生活困窮者自立相談支援事業の実施 	継続 新規 H27 新規 R1 新規 H27
情報提供の充実（重点）			
情報媒体・伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、HP、CATV等を活用したあらゆる手段による福祉事業の周知 ・情報提供のバリアフリー化（情報弱者への配慮等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町のあらゆる情報媒体の活用及び福祉座談会等により周知を図った ・筆談による窓口対応の実施 	継続 新規 H30
福祉サービスを必要とする人が必要とする情報の提供	SNSを活用した利用者自身による情報請求や情報発信	音声による119番通報が困難な聴覚障がい者等が円滑に消防へ通報出来るNET緊急通報システムについて、消防局と連携し実施	新規 R1
福祉サービスの適切な選択を支援する情報提供	事業者や第三者評価機関と連携した福祉サービスに関する情報提供の充実	町独自に福祉サービス提供者や福祉サービスの第三者評価機関との協力による情報提供等を行わなかった。【未実施】	

取組の方向と主な目標		実施状況等	新規 継続
自ら福祉サービスを適切に利用できない人への対応			
生活困窮者の自立支援（重点）			
社会的孤立者・生活困窮者への支援			
生活困窮者の把握等	<ul style="list-style-type: none"> ・税、保険料、公共料金等の関係課との連携 ・教育機関、ハローワーク、相談機関等との連携 ・社会福祉協議会、民生児童委員等の地域ネットワーク等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の関係課等による連携会議の設置 ・福祉に関する三者連絡会の開催 	新規 H30 継続
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意思を尊重した自立支援計画の策定 ・支援終了後のフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画の策定 12人 ・就労に向けた準備としての基礎能力形成からの支援を計画的かつ一貫して行う就労準備支援を実施 	新規 H27 新規 H28
生活困窮者の支援を通じた地域づくり、仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中での居場所や役割づくり ・支援に必要な新たな社会資源の開拓 ・ボランティア活動、就労体験・訓練等の段階的な就労支援の仕組みづくり 	就労支援協力事業所の募集 8事業所	新規 H28



○ 誰もが安心して安心して安全に暮らせる環境づくりの推進

取組の方向と主な目標		実施状況等	新規 継続
緊急時に備えた要配慮者の支援体制の構築（重点）			
要配慮者の把握方法	要援護（配慮）者台帳と個別避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 要援護（配慮）者台帳の作成については、新たに把握できた要配慮者を包括支援センターの保有情報に追加している。 各地区・集落において個別避難計画を作成している。（別紙資料） 	新規 H27 新規 H27
要配慮者情報の共有			
関係機関による情報共有の方法	要援護（配慮）者台帳の情報共有	個別避難計画を作成している地区、集落においては関係機関との情報共有を実施している。	新規 H27
情報の更新	要援護（配慮）者台帳の更新	各地区・集落において実施	新規 H27
要配慮者の支援			
日常的な見守り活動	自主防災組織等による日常的な見守り活動の推進	避難支援や日常生活の見守りに活用するため、各地区・集落において支え愛マップを作成している。（別紙資料）	新規 H27
緊急時に備えた連絡体制と役割分担	自治会において、緊急時対応の体制を整備するための支援	見守りネットワーク活動支援事業(町社協)	新規 H27

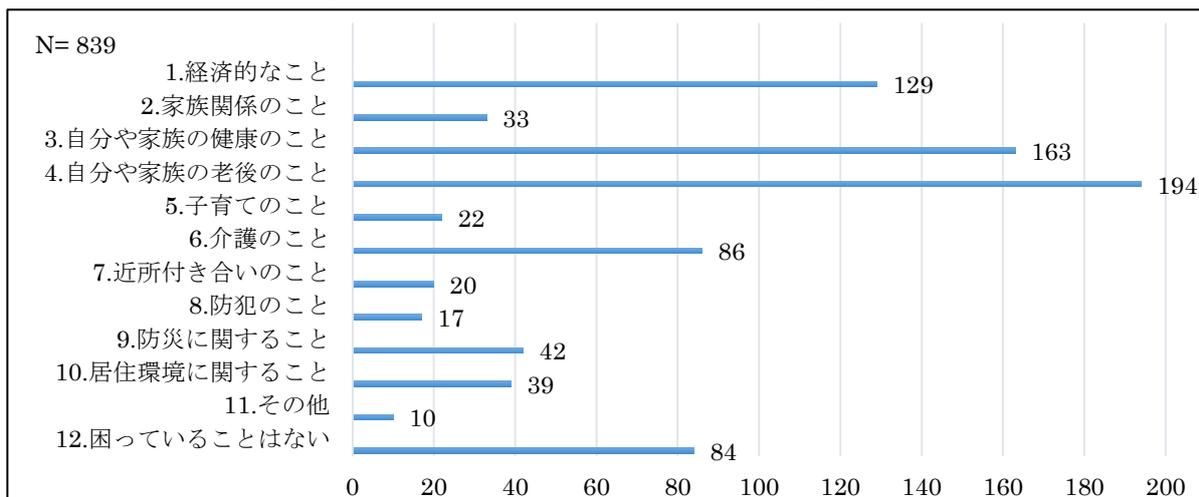
岩美町自主防災組織の活動状況について					: 自主防災組織		R1. 9月現在
地区自治会名	自治会(集落)	結成年月	活動内容	要配慮者 個別避難計画	支援マップ		
東地区自治会	陸上	H26. 1	○H25に陸上地区防災会設立作業部会を設置し、自主防災組織の立ち上げについて検討 ○H26.1 総会で陸上地区防災会の規約を承認 ○年2回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○防災機関紙を年2回発行 ○防災機材の整備を実施(町補助金活用)	作成中 (地区独自の名簿作成済み(H30))	○		
	田河内			○			
	小羽尾	H26	○平成21年頃から区長が中心となって、要援護者の把握、住民の避難方法等の検討を行っている。 ○年1回防災訓練実施(津波からの避難、初期消火訓練など)	作成中 (地区独自の名簿作成済み)			
	大羽尾	H26		○ (地区独自の名簿作成済み)			
浦富地区自治会連合会	相谷			-			
	牧谷	H26. 2	○H26.2の自治会総会で規約を承認 ○年1回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○避難経路及び防災機材の整備を実施(町補助金活用)	○			
	町浦富			作成中			
	浜浦富	H28. 10	○H28.10自治会役員会で規約を承認 ○防災機材の整備を実施(町補助金活用)	作成中			
	駅前		○各町内会に防災委員を設置し、また、年に1回は住民避難訓練を自主的に行っている。	作成中 (1~11区中 2.9.10区が未作成)			
田後地区自治会	1区~10区		○H24.9田後地区防災マニュアル策定協議会を設置 ○地区防災マニュアルを策定(H27完成) ○年2回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○避難経路の整備を実施(町補助金活用)	○ (地区独自の名簿作成済み)	○		
網代地区自治会	1区~16区		○年1回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○自主防災組織設立に向け準備中(H31.4月予定)	○ (地区独自の名簿作成済み)	○		
大岩地区自治会連合会	岩本自治会	H29. 1	○H29.1.29岩本自治会総会で自主防災組織の規約を議決 ○要配慮者個別避難計画の作成に着手(H30~)	作成中			
	大谷自治会	H28. 1	○H28自治会総会で自主防災組織の規約を議決 ○年1回防災訓練実施(H30~ 避難誘導、初期消火訓練など) ○防災機材の整備を実施(町補助金活用)	○	○		
	リバーサイド大谷自治会		○自治会内部の5つの班に、それぞれ防災担当の役員を配置。	-			
本庄地区自治会	10集落	H31. 3	○H20に自治会内の緊急時連絡表を作成 ○本庄集落については自主防災体制が整備されている。 ○H29に地区内の各集落から防災委員を1名選出し、自治会全体で地区の防災体制を検討。 ○本庄:年1回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など)	作成中 (広岡、太田、本庄集落作成済み)	太田○		
小田地区自治会	12集落	H26. 1	○H25.8に小田地区自主防災組織検討委員会を設置 H25.8~12 委員会で自主防災組織の設立について検討 ○H26.1 小田地区自治会総会で防災部会規約承認 ○年1回防災訓練実施(集落センターで初期消火訓練など) ○月1回防災部会を定期的に開催 ○県による裏山診断を実施(H26:延興寺、H27:院内、H28:長郷、H29:小田・岩常、H30:池谷・荒金)	作成中 (岩常、高住集落作成済み)			
岩井地区自治会	岩井温泉区		○年1回防災訓練実施(H30~ 避難誘導、初期消火訓練など) ○県による裏山診断を実施(H27)	○			
	宇治			作成中			
	長谷	H31. 3	○年1回防災訓練実施(避難誘導、初期消火訓練など) ○県による裏山診断を実施(H26)	作成中	○		
	白地			○			
	真名			-			
蒲生地区自治会	12集落	H18. 4	○H18に蒲生地区自主防災会を設立 ○防災研修会、防災訓練の実施・要援護者名簿の作成・各集落緊急連絡表作成 ○年1回防災訓練実施(避難誘導、情報伝達訓練など)	作成中 (地区独自の名簿作成済み)	全集落○		

3 アンケート調査から見る町民の意識

「岩美町地域福祉計画策定のためのアンケート調査」の結果を整理しました。（※別冊「第4期岩美町地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書」より一部抜粋）

【あなたが困っていることや不安なことは何ですか】（複数回答）

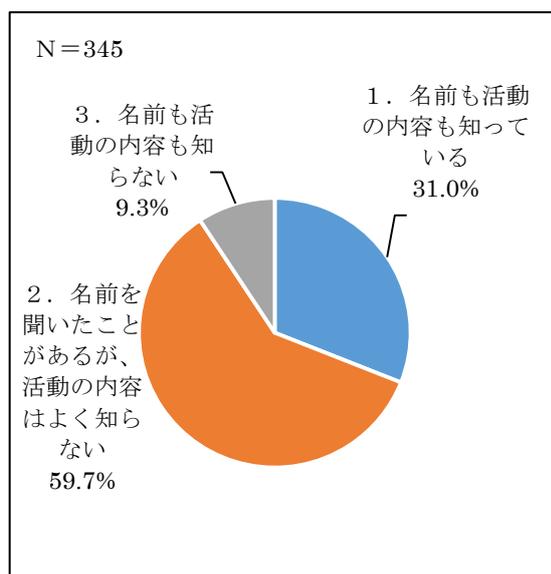
「自分や家族の老後のこと」が194件と最も多く、次いで、「自分や家族の健康のこと」が163件、「経済的なこと」が130件でした。



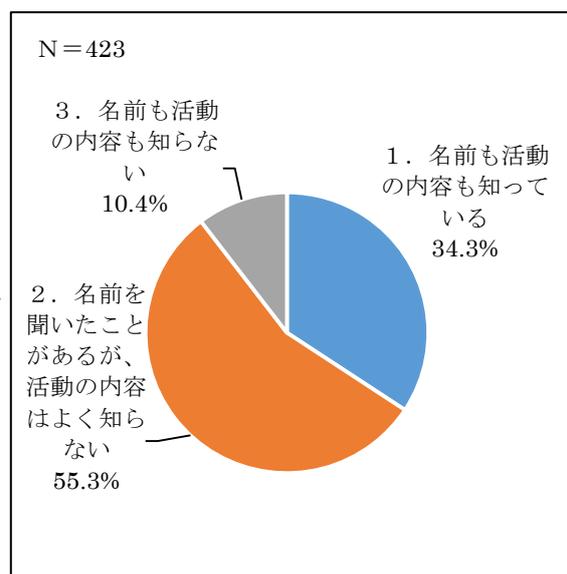
【あなたは、「岩美町社会福祉協議会」を知っていますか。】

「名前も活動の内容も知っている」が34.3%（3.3ポイント増）でした。

[平成29年度調査]



[令和元年度調査]

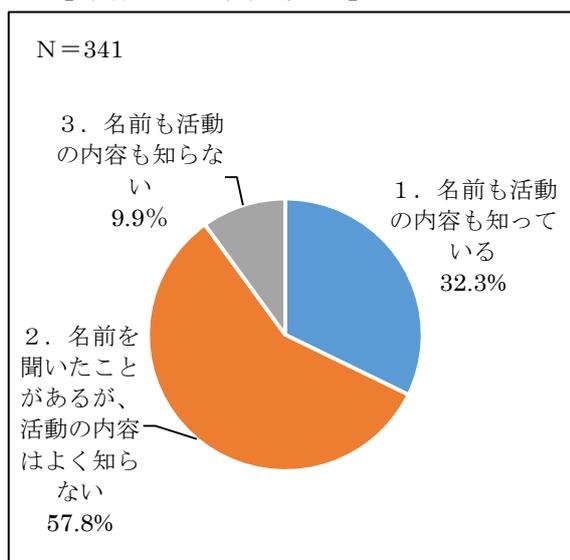


種別	年代	名前も活動の内容も知っている。	名前を聞いたことがあるが活動の内容はよく知らない。	名前も活動の内容も知らない。
社会福祉 協議会	20代	5.6%	69.4%	25.0%
	30代	31.6%	39.5%	28.9%
	40代	17.8%	74.0%	8.2%
	50代	28.8%	60.6%	10.6%
	60代	41.9%	54.9%	3.2%
	70歳以上	52.2%	42.6%	5.2%

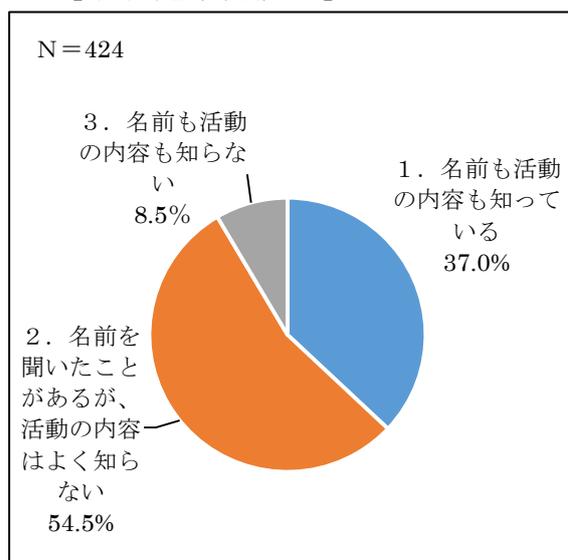
【あなたは、「民生委員・児童委員」を知っていますか。】

「名前も活動の内容もよく知っている」が37.0%（4.7ポイント増）でした。

[平成29年度調査]



[令和元年度調査]



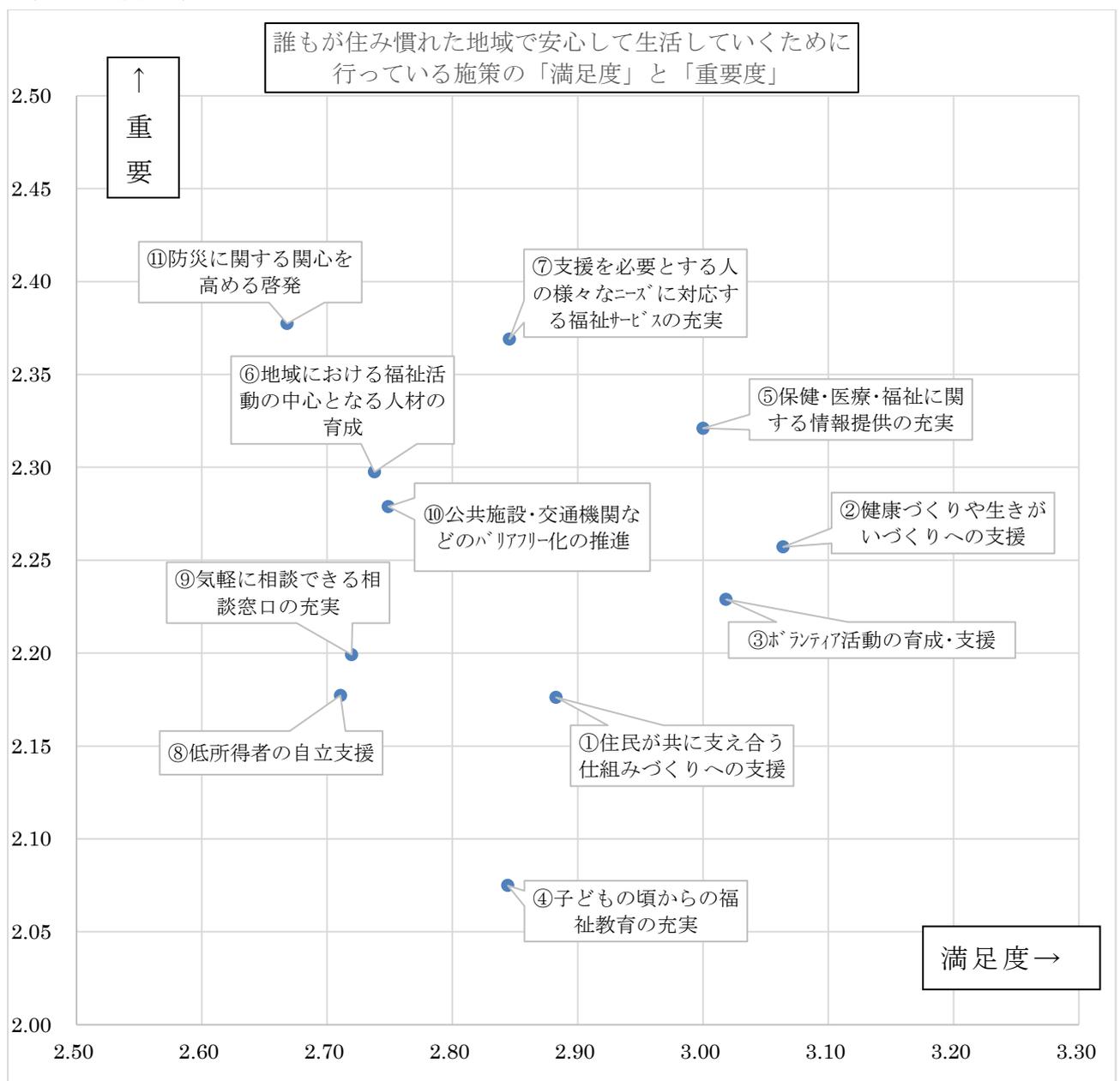
種別	年代	名前も活動の内容も知っている。	名前を聞いたことがあるが活動の内容はよく知らない。	名前も活動の内容も知らない。
民生児 童委員	20代	2.9%	62.8%	34.3%
	30代	26.3%	50.0%	23.7%
	40代	28.8%	64.4%	6.8%
	50代	31.3%	65.7%	3.0%
	60代	40.2%	56.5%	3.3%
	70歳以上	56.8%	39.8%	3.4%

【誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために行っている施策の「満足度」と「重要度」についてお答えください】

満足度と重要度が共に高い「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」と「健康づくりや生きがいづくりへの支援」は、さらに発展させていく必要があります。

また、「防災に関する関心を高める啓発」と「地域における福祉活動の中心となる人材の育成」は、重要度が高いにも関わらず満足度は低く優先的に取り組んでいく必要があります。

(3.00 満点)



(5.00 満点)

第3章 計画の考え方

1 計画の基本理念

前期の第3期計画では、上位計画である第9次岩美町総合計画の5つの基本目標のうち「地域で支えあい健やかに暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域住民等との協働による地域福祉の推進に努めてまいりました。

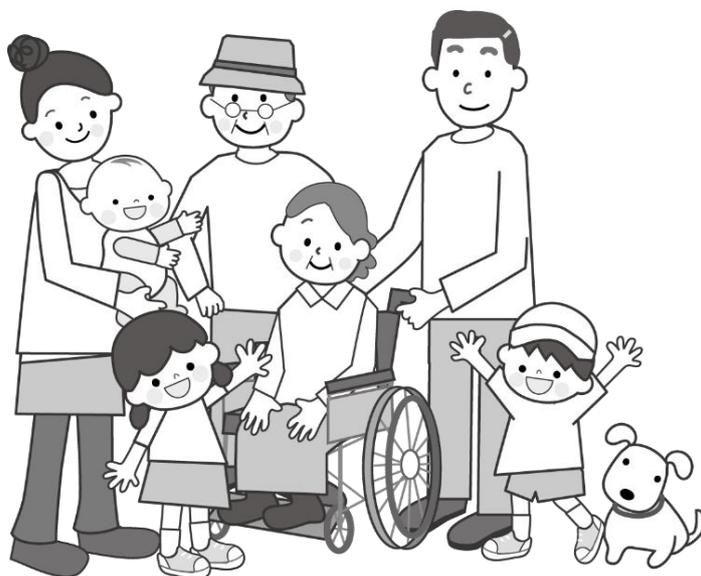
国においては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念として、平成30年4月1日の社会福祉法の一部を改正し、

① 地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等により解決を図ること、

② 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める。等の内容を示しました。

これらを踏まえ、本計画においては、第3期計画を継承し更に発展するため、第10次岩美町総合計画の5つの基本目標の1つである「みんなで支え合い健康で安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現を目指します。

みんなで支え合い 健康で安心して暮らせるまち



2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、地域福祉に関する本町の現状と課題や国の指針等を踏まえ、次のとおり基本目標を定めます。

基本目標 1	地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
---------------	---

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることを目指します。

基本目標 2	地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
---------------	------------------------------------

地域において支援を必要とする方が、適切な福祉サービスを選択できるように情報提供や相談体制を確保するとともに、適切にサービスを利用できるよう権利擁護等により支援をします。

基本目標 3	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
---------------	---------------------------------------

複雑多様化する地域生活課題等に対応するため、社会福祉を目的とする多様なサービスを振興するとともに、公的サービス等との連携を図ります。

基本目標 4	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
---------------	-----------------------------------

地域福祉活動の活性化を目的として、地域住民やボランティア団体等が実施する地域福祉活動に支援とともに、地域福祉活動への住民参加意識の醸成を図ります。

基本目標 5	包括的な支援体制の整備に関する事項
---------------	--------------------------

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	取組項目
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">みんなで支え合い 健康で安心して暮らせるまち</p>	<p>【基本目標1】 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</p>	1. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
		2. 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
		3. 制度の狭間の課題への対応の在り方
		4. 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
		5. 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
		6. 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
		7. 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
		8. 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
		9. 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
		10. 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
		11. 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
		12. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
		13. 地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
		14. 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
		15. 全庁的な体制整備

基本理念	基本目標	取組項目
<p style="text-align: center;">みんなので 支え合い 健康で 安心して 暮らせる まち</p>	<p>【基本目標 2】 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項</p>	<p>1. 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備</p> <p>2. 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立</p> <p>3. サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保</p> <p>4. 利用者の権利擁護</p> <p>5. 避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策</p>
	<p>【基本目標 3】 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</p>	<p>複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働</p>
	<p>【基本目標 4】 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項</p>	<p>1. 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援</p> <p>2. 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進</p> <p>3. 地域福祉を推進する人材の養成</p>
	<p>【基本目標 5】 包括的な支援体制の整備に関する事項</p>	<p>1. 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p> <p>2. 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <p>3. 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項</p>

第4章 具体的な取組み

◆ 関連計画との関係の表示

- ・ **総計**…第10次岩美町総合計画
- ・ **総戦**…地域創生総合戦略
- ・ **介高**…介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
- ・ **障福**…障がい者計画・障がい福祉計画
- ・ **子育**…子ども・子育て支援事業計画
- ・ **健康**…健康づくり計画
- ・ **活動**…地域福祉活動計画

基本目標 1 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉 その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高める取組を行います。

取組項目	取組内容	関連計画
1. 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項	○就労等社会参加の促進 シルバー人材センター、障がい者作業所及び子育て支援センターが利用する「岩美ふれ愛センター」を運営するとともに、利用者間や地域の方との交流が図られるイベントを開催します。	
2. 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	○子ども家庭総合支援拠点の設置 すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関する必要な相談や支援等の業務を行う機能を担う拠点の設置について、検討します。	子育
3. 制度の狭間の課題への対応の在り方	○地域の支援者との連携 社会的孤立など、福祉サービス等の利用に結びついていない潜在的な要配慮者につ	

	<p>いては、民生児童委員や自治会、見守りボランティア等の地域の支援者と連携して把握に努めます。</p> <p>○ひきこもり等への支援</p> <p>ひきこもり等の支援については、地域における見守りネットワークを活用するとともに、家族等の相談に応じ「ひきこもり生活支援センター」や「若者サポートステーション」等の支援機関に繋がります。</p>	
4. 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	<p>○生活困窮者自立支援の実施</p> <p>生活全般にわたる困りごとの相談窓口を福祉課に設置するとともに、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援事業を社会福祉協議会へ委託し、経済的な困窮、就労、その他自立に関する様々な相談に対して連携して支援をします。</p> <p>支援にあたっては、相談者の主体性を尊重しながら自立に向けた支援計画を策定し、継続的に支援します。</p> <p>また、目標達成等により支援のプロセスを終了した後も一定期間の見守りを行います。</p> <p>○庁内連絡会の設置</p> <p>生活困窮者を早期に把握し、適切な支援に繋げるため、福祉課と税、保険料、使用料等の担当課が連携する「生活困窮者自立支援連絡会（以下「庁内連絡会）」を設置し、支援が必要と思われる方に対して関りのある部署から自立支援制度の啓発と利用勧奨を行うとともに、福祉課への相談に繋がります。</p>	子育
5. 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	<p>○就労等社会参加の促進</p> <p>（再掲）基本目標 1 - 1 に記載</p>	
6. 居住に課題を抱え	<p>○鳥取県居住支援協議会との連携</p>	

<p>る者への横断的な支援の在り方</p>	<p>高齢者、障がい者、経済的な困窮等で住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、鳥取県居住支援協議会と連携して賃貸住宅の供給を促進し、円滑な入居のための支援をします。</p> <p>○住居確保給付金</p> <p>離職等により経済的に困窮し、住宅を失った又はそのおそれがある方に対し、一定期間の家賃相当額を給付して、安定した住まいの確保と就労自立の支援をします。</p>	
<p>7. 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p>	<p>○就労支援</p> <p>就労に向けた個別支援として、就労に関する相談・助言、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、個別の求人開拓及び定着のための支援を行います。</p> <p>○就労準備支援事業</p> <p>直ちに求職活動や一般就労することが困難な方に対して、就労意欲の喚起や動機付けを行い、就労に向けた基礎能力の形成や就労体験の実施など、個々の状況に応じた段階的な支援を行います。</p>	<p>子育</p> <p>子育</p>
<p>8. 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p>	<p>○岩美町健康づくり計画</p> <p>多様化する生活環境下での心の健康対策が必要と考え、自殺対策計画を兼ねた計画として岩美町健康づくり計画を策定しています。</p> <p>自殺のうちかなりの数はずうつ病が背景にあると考えられ、「こころの健康」として「あいさつ運動」「スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の配置」「サロン活動」「ゲートキーパー養成講座」「普及啓発・健康教育」などに取組みます。</p>	<p>健康</p>
<p>9. 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への</p>	<p>○市民後見人</p> <p>市民後見人研修の周知に努めるとともに、研修を終えられた方が活躍できるよう</p>	

<p>金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p>	<p>に市民（町民）後見人の登録制度等を検討します。</p> <p>○日常生活自立支援事業</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な方に対して、社会福祉協議会が配置する生活支援員が各種サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うとともに、制度の普及啓発に努め利用を促進します。また、必要に応じて成年後見制度への移行支援等を行います。</p> <p>○成年後見制度</p> <p>とっとり東部権利擁護支援センターを活用しながら、成年後見制度の周知及び利用の促進に努めます。</p> <p>また、専門職による専門的助言等の支援の確保や権利擁護支援のコーディネートを担う中核機関の設置について検討します。</p> <p>認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方で成年後見制度の活用が必要な場合であっても、身寄りがないなどで家庭裁判所に申立てができない人には、町が審判の申立てを行います。</p>	<p>活動</p> <p>介高 障福</p>
<p>10. 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p>	<p>○高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応等</p> <p>高齢者、障がい者、児童に対する虐待については、町の各担当課が窓口となり対応にあたります。通報等があった場合、訪問調査等を実施するとともにケース会議を開催し対応方針を決定します。緊急を要する場合は、法律等に基づいた保護措置を行い、長期的な対応が必要な場合は、権利擁護制度の活用等を検討します。</p> <p>また、必要に応じて、県、鳥取市（中核市）、警察、福祉サービス事業所、児童相談所、学校、民生児童委員等に協力を要請します。</p>	<p>障福 子育 介高</p>

<p>11. 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p>	<p>○鳥取県地域生活定着支援センターへの協力</p> <p>刑務所に入所中で高齢又は障がいをもつることにより自立した生活を営むことが困難と認められる方が、出所後すぐに福祉サービス等の利用ができるよう、鳥取県地域生活定着支援センターの協力要請に応じます。</p>	
<p>12. 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p>	<p>○子どもの居場所づくり推進事業</p> <p>地域の大人との交流や様々な活動を通して、子どもたちの社会性・情操育成や生活習慣の獲得等を支えるとともに、子どもとの関わりを通して世帯へのアプローチを図り、孤立防止や要配慮世帯の早期発見、行政等の積極的支援へ繋げるため、民間団体等が行う子ども食堂等の「子どもの居場所づくり」に支援をします。</p> <p>○就労等社会参加の促進</p> <p>(再掲) 基本目標 1 - 1 に記載</p>	<p>子育て</p>
<p>13. 地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進</p>	<p>○日本赤十字社の活動支援</p> <p>日赤鳥取県支部岩美分区の事務局を福祉課に置き、自治会等に対して活動資金の募集を行うなど、活動が円滑に行われるよう運営の支援をします。</p>	
<p>14. 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制</p>	<p>○農福・水福の連携等</p> <p>町では日本財団の助成金を活用して、高齢者の生きがいづくりを目的としたコミュニティカフェ、農業用ビニールハウス及び移動集荷車の整備、障がい者の社会参画となる水産加工施設の整備、並びに高齢者等の買い物支援となる移動販売車の整備等を行いました。</p> <p>これらの取組についてより一層の活用が図られるよう、継続して関係者で協議を行います。</p>	

15. 全庁的な体制整備	○庁内連絡会の設置 (再掲) 基本目標 1 - 4 に記載	
--------------	---	--



基本目標 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

地域において支援を必要とする方が、適切な福祉サービスを選択できるように情報提供や相談体制を確保するとともに、適切にサービスを利用できるよう権利擁護等による支援をします。

取組項目	取組内容	関連計画
<p>1. 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備</p>	<p>○相談支援体制の整備 医療・福祉等の適切なサービスに繋げるため、岩美すこやかセンターや子育て支援センター、社会福祉協議会に相談支援員、社会福祉士、保健師、看護師、助産師、介護支援員等の専門職を配置して必要な情報提供や相談支援を行います。また、複合的な課題を抱えるケースについては、各部門が連携して協議・調整を行い、適切なサービスの利用に繋がります。</p> <p>○社会福祉協議会と民生児童委員の役割の周知 地域福祉の推進役である社会福祉協議会と地域住民の身近な相談者である民生児童委員の役割や活動内容の周知に努めます。</p> <p>○各分野別相談員の設置 介護、障がい等の各分野別に住民に身近な相談員を設置し、周知に努めるとともに定期的に相談会を開催します。</p> <p>○その他相談支援 専門的な相談に対しては、各医療機関、相談支援事業所及び県の相談支援機関等へ繋がります。</p>	

<p>2. 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立</p>	<p>○福祉従事者の配置 各福祉分野に社会福祉士、保健師、看護師、助産師、介護福祉士等の専門職を配置するとともに、生活困窮者の相談支援員や生活保護に携わる査察指導員やケースワーカーの研修等を受講し、専門職の配置と育成に努めます。</p> <p>○ケアマネジメント機能の連携 医療、介護、保健、障がい、児童等のケアマネジメント機関の連携を図り、適切なサービスの利用に繋がります。</p>	
<p>3. サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保</p>	<p>○サービス評価制度の活用 外部評価等の実施により、介護サービスの質の向上と利用者の適切な選択に繋がるよう、地域密着型サービス外部評価の実施を指導するとともに、福祉サービス全般を対象とした福祉サービス第三者評価の実施を推進します。</p> <p>○福祉サービス運営適正化委員会 サービスに関する苦情等については、中立・公正な第三者委員と事業者で適正な解決に努めるとされていますが、その話し合いでは解決することが困難である場合、解決に向けた支援を目的に県社会福祉協議会が設置している「福祉サービス運営適正化委員会」に繋ぐとともに利用促進に向けた周知に努めます。</p> <p>○介護相談員派遣事業 介護サービスに関する苦情等の相談にのり、事業者や関係機関との橋渡しを行う介護相談員を事業所に派遣します。利用者の権利擁護や虐待防止等の役割も期待されます。</p> <p>○地域密着型サービス運営推進会議 地域密着型介護サービス事業所にお</p>	<p style="text-align: right;">[介高]</p> <p style="text-align: right;">[介高]</p>

	<p>いて、利用者と家族、行政、地域住民の代表者等を対象にした運営推進会議が開催されるよう指導します。また、会議において、サービス内容等が開示され、サービスの質の向上と地域との連携が図られるよう指導します。</p> <p>○事業所への指導監督 介護・障がいサービス事業所を対象に、県や鳥取市（中核市）と協力して、指定基準、報酬算定の適正化やサービスの質の向上に繋がるよう監査・実地指導を行います。</p>	
4. 利用者の権利擁護	<p>○日常生活自立支援事業 （再掲）基本目標 1 - 9 に記載</p> <p>○成年後見制度 （再掲）基本目標 1 - 9 に記載</p> <p>○市民後見人 （再掲）基本目標 1 - 9 に記載</p>	活動
5. 避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	<p>○要配慮者台帳の整備と更新 高齢者や障がい者、妊婦等で、災害時に自分だけで避難することや身を守ることが困難な要配慮者について、本人からの届け出に基づき、町と自治会等が協力して「要配慮者台帳」を整備・更新します。</p> <p>○個別支援計画の整備 登録された要配慮者について、町、自治会、地域支援者（社会福祉協議会、民生児童委員等）が協力して、避難時に必要となる支援等の情報を掲載した個別支援計画を作成します。</p> <p>○要配慮者情報の共有化 登録された要配慮者について、本人の同意に基づき、自治会、自主防災組織、民生児童委員、警察、消防、地元の消防</p>	<p>総計</p> <p>総戦</p> <p>総計</p> <p>総戦</p> <p>総計</p> <p>総戦</p> <p>活動</p>

	<p>団等に「要配慮者台帳」を提供し、迅速な支援に繋げるとともに、社会福祉協議会や見守りボランティアの愛の輪推進員等とも情報の共有化を図り、日常的な見守り活動に活用します。</p> <p>○支え愛マップの整備</p> <p>避難誘導體制が構築された地域や安否確認を実施している地域と連携して、要配慮者台帳や個別支援計画を補完する「支え愛マップ」の作成に努め、地域における自主的な防災活動や日常的な見守りを実施する体制整備を支援します。</p>	<div data-bbox="1294 506 1374 551" data-label="Text">活動</div>
--	--	---

いつも
ありがとう



基本目標 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化する地域生活課題等に対応するため、社会福祉を目的とする多様なサービスを振興するとともに、公的サービス等との連携を図ります。

取組項目	取組内容	関連計画
<p>複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現</p>	<p>○福祉サービスの参入促進 福祉に関するサービスについては、必要となるサービス量の見込みを各分野別の計画において示すとともに、施設整備等に係る補助制度を活用して、民間事業者の参入促進を図ります。</p> <p>○地域ケア会議等 医療、介護(予防)、障がい等の世帯が抱える個別の課題解決のため、包括支援センターを中心に医療や介護従事者が参加する地域ケア会議や障がい者相談支援事業所との連絡会等を開催します。</p> <p>○地域自立支援協議会 県東部の4町を圏域として、障がい者福祉にかかわる町の担当課、地域支援者、相談事業所等で構成される地域自立支援協議会を開催し、障がい者施策等に関する協議を行います。</p> <p>○社会福祉協議会との連携 生活困窮等に関する問題については、地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携して、相談支援、就労支援、金銭管理等の世帯毎の問題に応じた個別の支援をします。</p>	<p>介高 障福</p> <p>介高</p> <p>障福</p> <p>活動</p>

基本目標 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉活動の活性化を目的として、地域住民やボランティア団体等が実施する地域福祉活動に支援とともに、地域福祉活動への住民参加意識の醸成を図ります。

取組項目	取組内容	関連計画
<p>1. 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援</p>	<p>○障がい者団体活動支援事業 障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がい者団体等が取り組むピアサポートや社会活動への支援、ボランティア活動への支援に対して助成をします。</p> <p>○高齢者サロン等への支援 住民主体による趣味や健康づくり活動等の場であるサロン等において、担い手となるボランティア養成講座や行政との情報交換会等を開催し、継続と充実のための支援をします。</p> <p>○集落内除雪活動支援事業 積雪時において、生活道路を確保するため地域の共助により行われる除雪活動に対して経費の一部を助成し、安定した生活基盤の確保と地域コミュニティの維持向上を図ります。</p> <p>○子どもの居場所づくり推進事業 (再掲)基本目標1-12に記載</p> <p>○日本赤十字社の活動支援 (再掲)基本目標1-13に記載</p>	<p>介高</p> <p>子育</p>
<p>2. 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促</p>	<p>○生活支援体制整備事業 生活支援体制整備事業により、生活支援コーディネーターと協議体を設置し、住民主体の活動やNPO、社会福祉法</p>	<p>介高</p>

進	<p>人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業、シルバー人材センター等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者等を地域で支え合う体制づくりを推進します。</p>	
<p>3. 地域福祉を推進する人材の養成</p>	<p>○各種サポーター養成講座</p> <p>認知症の方や家族を見守り支援する「認知症サポーター」や地域においてゴミ出し等のちょっとした手助けができる「生活サポーター」を養成する講座を開催します。</p> <p>また、障がいの特性について正しく理解し、困っている方へ手助けをする「あいサポーター」を養成するため、あいサポート研修の開催を希望する地域や団体等に対して講師を派遣します。</p> <p>○地域防災協力員養成講座</p> <p>各地区の自主防災組織において、指導的役割を担う人材を育成するため、防災に関する専門的知識を体系的に習得する地域防災協力員養成講座を開催します。</p>	<p>障福 介高</p> <p>総計 総戦</p>

2. 町内において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

<p>(1) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</p>	<p>○包括的な相談場所の整備</p> <p>医療、介護、障がい、生活等に係る福祉的な相談に対して、岩美すこやかセンターで総合的に相談支援を行います。</p> <p>子どもの発達や子育て、学校生活等に関する相談に対しては、子育て支援センターと住民生活課、SSW等で相談支援を行います。</p> <p>また、複合的な課題に対しては、各担当が複数で相談に応じます。</p>	
<p>(2) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</p>	<p>○広報活動やイベント開催</p> <p>地域住民に対して、福祉や子育て等に関する包括的な相談場所が定着するよう、町広報、防災行政無線、ケーブルテレビ等を活用して、各種事業や相談会の周知を行います。</p> <p>また、それぞれのテーマに沿ったイベントを開催し、担当業務の周知を行うとともに、地域住民が気軽に相談できる場所づくりに努めます。</p>	
<p>(3) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</p>	<p>○福祉関係者連絡会の開催</p> <p>地域福祉に携わる民生児童委員、社会福祉協議会と町の福祉関係課による連絡会を開催し、地域における課題の情報交換や支援のあり方についての検討を行います。</p> <p>○民生児童委員定例会への参加</p> <p>毎月地区毎に開催される民生児童委員定例会での議事録を共有するとともに、包括支援センター及び福祉事務所の職員が年3回程度出席し、地域課題の把握等に努めます。</p>	

	<p>○地域の支援者との連携 (再掲) 基本目標 1 - 3 に掲載</p>	
(4) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	<p>○健康管理推進員制度 保健師と相互連携を図り、専門的なアドバイスを受けながら、各地区の会合等多くの住民が集まる機会を捉えて、地域での健康づくりの意識高揚を図ること・地域における健康づくりを推進することを目的とした活動を行います。</p> <p>○食生活改善推進員 栄養士と連携を図り、授業参観日で保護者へ手作りおやつの普及をするなど、あらゆる機会を捉えて、こども達への食育活動を行います。</p>	
3. 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築		
(1) 支援関係機関によるチーム支援及び支援に関する協議及び検討の場	<p>○子育て支援ネットワーク地域協議会 子育て支援ネットワーク地域協議会において、児童虐待に対する共通理解と防止のための広報・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携・協力して、児童虐待や要保護児童の早期発見や対応・援助方針等を協議します。</p> <p>○認知症初期集中支援チーム 認知症サポート医や保健師等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、本人や家族の地域生活を支援します。</p> <p>○庁内連絡会の設置 (再掲) 基本目標 1 - 4 に掲載</p> <p>○地域ケア会議等 (再掲) 基本目標 3 に掲載</p>	<p>子育</p> <p>介高</p> <p>介高</p>
(2) 協働の中核を担う機能	<p>○生活支援体制整備事業 (再掲) 基本目標 4 - 2 に掲載</p>	<p>介高</p>
(3) 支援を必要とする者の早期把握	<p>○認知症地域支援推進員</p>	<p>介高</p>

	<p>認知症を早期に発見し適切なサービスに繋ぐため「認知症地域支援推進員」を配置します。</p> <p>○市内連絡会の設置 (再掲) 基本目標 1 - 4 に記載</p>	
(4) 地域住民等との連携	<p>○地域の支援者との連携 (再掲) 基本目標 1 - 3 に掲載</p> <p>○福祉関係者連絡会の開催 (再掲) 基本目標 5 - 2 (3) に掲載</p> <p>○民生児童委員定例会への参加 (再掲) 基本目標 5 - 2 (3) に掲載</p>	



重点項目の設定

計画の基本目標に基づく施策の展開は、第4章に示しましたが、町民アンケート調査の結果、近年の社会情勢及び第2章で示した本町の現状を踏まえ、今後5年間で特に重点的に取り組むべき項目を定めます。

【重点項目】

1. 社会福祉協議会と民生児童委員の役割の周知【継続】

地域福祉を推進する組織が、地域での活動を活発に展開して行くには、その役割や活動内容が正しく認識されていることが必要と考えます。

アンケート調査の結果、地域福祉の推進役である社会福祉協議会と地域住民の身近な相談者である民生児童委員の認知度は、「名前も活動の内容も知っている」が社会福祉協議会は34.3%、民生児童委員は37.0%で、それぞれ、前回調査の結果を上回りましたが、まだまだ低い数値です。

また、年代別での認知度は年齢が若い年代ほど低いため、基本目標2-1の取組内容に掲げる「社会福祉協議会と民生児童委員の役割の周知」を重点項目として、引き続き、若い方にも知ってもらえるようあらゆる機会を捉えながら、役割の周知に取り組みます。

※町民アンケート調査より

あなたは、「岩美町社会福祉協議会」「民生委員・児童委員」を知っていますか。

	名前も活動の内容も知っている。	名前を聞いたことがあるが活動の内容はよく知らない。	名前も活動の内容も知らない。
社会福祉協議会	34.3% (3.3ポイント増)	55.3% (4.4ポイント減)	10.4% (1.1ポイント増)
民生児童委員	37.0% (4.7ポイント増)	54.5% (3.3ポイント増)	8.5% (1.4ポイント減)

2. 避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策【継続】

アンケート調査において、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い「防災に関する関心を高める啓発」について、早急に取り組む必要があります。このことは、岩美町地域創生総合戦略の目標にも掲げられており、地域防災協力員数の増加が目標となっています。

第3期計画において、「全地区の自主防災組織の立ち上げ」を重点項目として取り組み、5つの自主防災組織が立ち上がりました。

本計画においては、基本目標2-5「避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」に掲げる取組のうち、「要援護者台帳の整備と更新」を重点項目として、町と自治会等が協力しながら全集落で要援護者台帳の整備を推進するとともに、整備済みの集落については台帳の更新を行います。

3. 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築【新規】

平成30年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画において「包括的な支援体制の整備」が市町村の努力義務とされました。

町では、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう医療・介護・予防・生活支援等を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」や経済的な困窮・就労等を支援する「生活困窮者自立支援体制」の整備を進めてきましたが、多様化する課題に対応するためには更なる充実が必要であります。また、地域からの孤立や複合的で複雑な課題ゆえにどこに相談して良いか分からない等の理由により支援に結びついていないケースがあります。

このため、基本目標5-3に掲げる「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築」を重点項目として、相談支援体制の充実に努めるとともに、支援を必要とする方の早期把握に取り組みます。

第3期計画の重点項目である「地域における生活困窮者等の支援」については、取組状況に示すとおり、生活困窮者自立支援事業の支援体制が整備され、相談に対して関係機関と連携した支援を実施していますので、重点項目から基本目標1-4として引き続き取り組んでいきます。

以上のことから、本計画において、次の3点を重点項目とします。

<重点項目>

1.社会福祉協議会と民生児童委員の役割の周知

(目標) 会合など、あらゆる機会を捉えて、役割の周知を行う

2.避難行動要配慮者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

(目標) 全集落での要援護者台帳の整備と更新

3.多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

(目標) 支援を必要とする者の早期把握



第5章 計画の推進

1 計画の推進と評価

計画の推進管理は、岩美町役場福祉課が行います。5年間の計画の3年目に「岩美町地域福祉計画策定委員会 地域福祉部会」において、点検・評価を行います。必要に応じて、委員会に意見を伺いながら見直し等も行い、必要な対策を講じていきます。

2 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく担い手となる町民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが大切です。

その前提として、本計画に対する十分な周知と理解が得られることが重要であるため、町の広報やホームページなど多様な情報媒体を活用し、さまざまな機会を通じて本計画を周知していきます。



資料編

地域福祉計画策定委員会 ～ 策定経過 ～

①第1回（令和元年12月23日）

■議 事

- (1) 岩美町地域福祉計画の策定について
- (2) 町民アンケート調査について
- (3) 第4期岩美町地域福祉計画の骨子について

②町民アンケート調査の実施（令和元年12月12日～令和2年1月10日）

(1) 調査の目的

町民の皆様の地域福祉に関する意識、ニーズ、課題などを把握し、第4期地域福祉計画を策定するうえでの資料とするため、実施しました。

(2) 調査の概要

- ①調査対象者 町内在住の20歳以上
- ②対象数 1,200名（男女600名ずつ）
- ③抽出方法 地区別・男女別・年齢別に無作為に抽出
- ④調査方法 郵送配布、郵送回収

(3) 回収結果 ※詳細は、別冊「第4期岩美町地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書」のとおり

- 有効回収数 439通
- 有効回収率 36.6%

③第2回（令和2年3月2日開催）

■議 事

- (1) アンケート結果について
- (2) 第4期岩美町地域福祉計画（案）について

④パブリック・コメント（令和2年3月11日～3月25日）

パブリック・コメントを実施したところ、ご意見はありませんでした。

岩美町地域福祉計画策定委員会 地域福祉部会名簿

所 属	氏 名	備 考
一般公募(地域福祉に関心がある)	山本 達雄	
岩美町自治会長会	西垣 眞太郎	
岩美町連合婦人会	池内 ちゑ子	
岩美町身体障害者福祉協会	田中 明博	
岩美町心身障がい児(者)育成会	橋本 郁子	副委員長
岩美町精神障がい者家族会	濱崎 智熙	
岩美町民生児童委員協議会	北尾 安範	
岩美町社会福祉協議会	湊 孝明	委員長
鳥取いなば農業協同組合岩美支店	瀬村 諭美	
岩美町商工会	山本 順	
岩美町保育の会	村島 時子	
岩美町小中学校PTA連合会	稲田 均	
保育所保護者会	金岡 茂	